



日医発第1924号（介護）
令和7年2月13日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

介護情報基盤の活用を見据えた
「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について（情報提供）

利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤については、現在、構築が進められており、社会保障審議会介護保険部会においても昨年より議論が行われているところです。

共有される介護情報にはケアプラン情報も含まれており、介護情報基盤におけるケアプラン情報の活用のために、令和5年度より公益社団法人国民健康保険中央会にて運用している「ケアプランデータ連携システム」の利用促進が不可欠であることから、厚生労働省より令和6年度補正予算を活用した利用促進施策が別添のとおり講じられている旨のお知らせがありましたので、情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報Vol. 1351

介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について（令7.2.6 老発0206第1号 厚生労働省老健局長通知）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護情報基盤の活用を見据えた
「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について
計3枚（本紙を除く）

Vol.1 351

令和7年2月6日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3876）
FAX：03-3595-3670

老 発 0 2 0 6 第 1 号
令 和 7 年 2 月 6 日

都道府県知事
各 市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護情報基盤の活用を見据えた
「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について

今後、2025 年より更に先の状況を見通すと、2040 年頃に向けて、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、要介護認定率が高く医療・介護の複合ニーズを有する方が多い 85 歳以上人口が増加するなど、介護サービスの需要が増大・多様化することが見込まれる。

また、2040 年頃に向けては、既に減少に転じている生産年齢人口が急減に転じ、介護を含む各分野における人材不足が更に大きな課題となることが見込まれる。

このような状況の中では、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な介護サービス提供体制を確保する必要があり、介護事業所や自治体における ICT 等を活用した業務の効率化が喫緊の課題となっている。

こういった状況を踏まえ、令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により、介護情報基盤の構築が進められており、社会保障審議会介護保険部会においても昨年より議論が行われているところ。利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有できるようになり、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を実現できる。

さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上に繋がることも期待される。

共有される介護情報にはケアプラン情報も含まれており、介護情報基盤におけるケアプラン情報の活用のために、令和 5 年度より公益社団法人国民健康保険中央会にて

運用している「ケアプランデータ連携システム」の利用促進が不可欠であることから、令和6年度補正予算を活用した以下の利用促進施策を講じているので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

記

1 ケアプランデータ連携システム構築事業における普及促進策

本事業においてはトライアル機能の実装等の機能改修を実施する。トライアル機能については、基本的に数ヶ月のフリーパス（無料の期間）を想定しており、令和7年度については1年間を予定している。詳細は3月に公益社団法人国民健康保険中央会より公表される予定である。

2 令和6年度補正予算 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」における普及促進策

(1) 介護テクノロジー定着支援事業

居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所が補助を受ける場合、以下の要件とする予定であるので、ご理解の上、積極的な活用をお願いする。

①事業所の要件

令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること。

②介護ソフトの要件

最新版の「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有しており、ケアプランデータ連携システムの活用促進のためのサポート体制が整っていること。

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

本事業は、自治体が主導して事業所グループを構築し、面的な利用促進を図るものである。事業所への支援として、必要な機器・介護ソフトの購入費用、研修や業務コンサルの費用に加え、介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費を補助することになっている。自治体への支援として、デモ環境を構築するのに必要な機材・ソフトウェアを購入する経費を補助対象に加える他、令和5年度と比べ、モデル数の上限数をなくし、1県あたりの上限金額の拡充を行う予定である。

令和5年度補正予算（令和6年度に繰越）における同事業の実施都道府県は16県であり、令和6年度補正予算における本事業についてはより多くの都道府県に検討いただいている。ついては、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、都道府県におかれては管内市区町村の意向を十分確認の上、積極的な実施をお願いする。

以上

令和6年度補正予算を活用したケアプランデータ連携システム利用促進

参考

○ ケアプランデータ連携システム構築事業

- トライアル機能を実装（数ヶ月以上のフリーパス）

※令和7年度のフリーパスは1年間の予定。

※開始時期等の詳細は令和7年3月に国保中央会より公表

○ 介護テクノロジー定着支援事業

- 介護ソフトの要件

- ① 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
- ② 「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

- 補助事業所の要件

- ① 令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始
- ② 5事業所とデータ連携を実施する場合は基準額に5万円加算

・ CSV出力・取込の資料・動画作成・公開
・ ユーザーへの積極的普及促進
・ 販売代理店への利用促進指示
・ システム連携APIの実装 等

○ ケアプランデータ連携活用促進モデル地域づくり事業

- 事業所への支援

- ① 積極的にグループ作りをした謝金、タイムスタディ等への協力謝金
- ② 介護事業所が連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- ③ 必要な介護ソフト、研修、業務改善コンサル等

- 自治体への支援

- ① デモ環境を構築するための経費

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトも自治体支援可能
（例：広報やプロモーションのお手伝い、資材の提供等）